

子どもの健やかな育ちと 学びのための提言



「すまいる・あくしょん」とは
滋賀県内の小・中高校生、大学生等31,320人の子どもの声を集め、子どもたちの笑顔を
増やすために作った子どもたちの未来につながる行動指標です。

全国知事会

次世代育成支援対策プロジェクトチーム

令和3年11月

【各府省への主な提言項目】

<p>内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 (共通)</p>	<p>●子ども政策を一元化して、強力に推進する組織としての こども庁の創設 【提言:1(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① チルドレン・ファースト社会の実現に向けた組織の創設 ② 現行施策の一貫性・継続性の検証
<p>内閣府</p>	<p>◎貧困の連鎖を断ち切るための支援 【提言:6(2)】</p> <p>学校や地域、福祉関係機関などが連携し、多面的に支援する体制の構築</p>
<p>文部科学省</p>	<p>◎乳幼児期の育ち・学びの充実 【提言:4(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 育ち・学びの機会の確保 ② 質の高い教育・保育のためのガイドラインの策定 <p>◎医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実 【提言:8(1)】</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>◎幼児教育・保育の充実 【提言:4(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育士等の資質向上 ② 保育人材確保への支援 <p>◎心に悩みを抱えた子ども・若者を孤立させない体制づくり 【提言:8(3)】</p> <p>SNSを活用した相談や相談機関が出向いていくアウトリーチ型の支援など、孤立させない体制づくりへの支援の充実</p>

子ども政策を一元化して、強力に推進する組織としてのこども庁の創設 [提言:1(1)]

こども庁の創設について

① チルドレン・ファースト社会の実現に向けた子ども庁の創設

- ・ **権限、予算、人員を確保し、真に政策遂行力を持つ組織**となるよう、早期の検討、設置を求める。

② 現行施策の一貫性・継続性の検証

- ・ 生涯を通じての一貫した取組（障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など）や公教育の機能に留意。

子ども関連政策の見直し・拡充

コロナ禍の影響を踏まえた子ども・子育て政策の拡充

- ・ **子どもを第一とした子ども・子育て政策**へ抜本的な見直しと拡充を。
- ・ 恒常的な経済的支援の仕組み（医療費助成、教育・保育の無償化拡大）

子ども関連施策の財源確保

- ・ GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国平均並みに引き上げ。
- ・ 子ども関連施策の多くを担う地方自治体への財政措置を拡充。

国と地方との定期的な協議の場の設置

- ・ こども庁検討段階から創設後も、政策構築・評価のため**定期的に協議する場の設置**。

子ども関連政策の課題の解消

一元化すべき課題

切れ目のない支援

- ・ 児童虐待や子どもの貧困対策は、ライフステージに応じ総合的支援が必要。

乳幼児期の健やかな育ちのための支援

- ・ **育ちの場を問わず全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられる仕組みづくり**（乳幼児期の教育の基本として活用できるガイドラインの策定など）

子どもの安全・安心の確保

医療的ケア児の看護師配置への財政的支援

- ・ **私立幼稚園**には支援制度がない。認定こども園では**1号認定子ども**に対する支援がない。

施設整備への支援の差異

- ・ 施設整備交付金の対象に差異あり（耐震化、感染症対策メニューなど）

行政指導監査の法的位置づけの有無

- ・ 児童福祉施設：法令に定めあり、幼稚園：法的な定めなし

乳幼児期の育ち・学びの充実 [提言:4(1)]

- ① 育ち・学びの機会の確保
- ② 質の高い教育・保育のためのガイドラインの策定

提言の趣旨

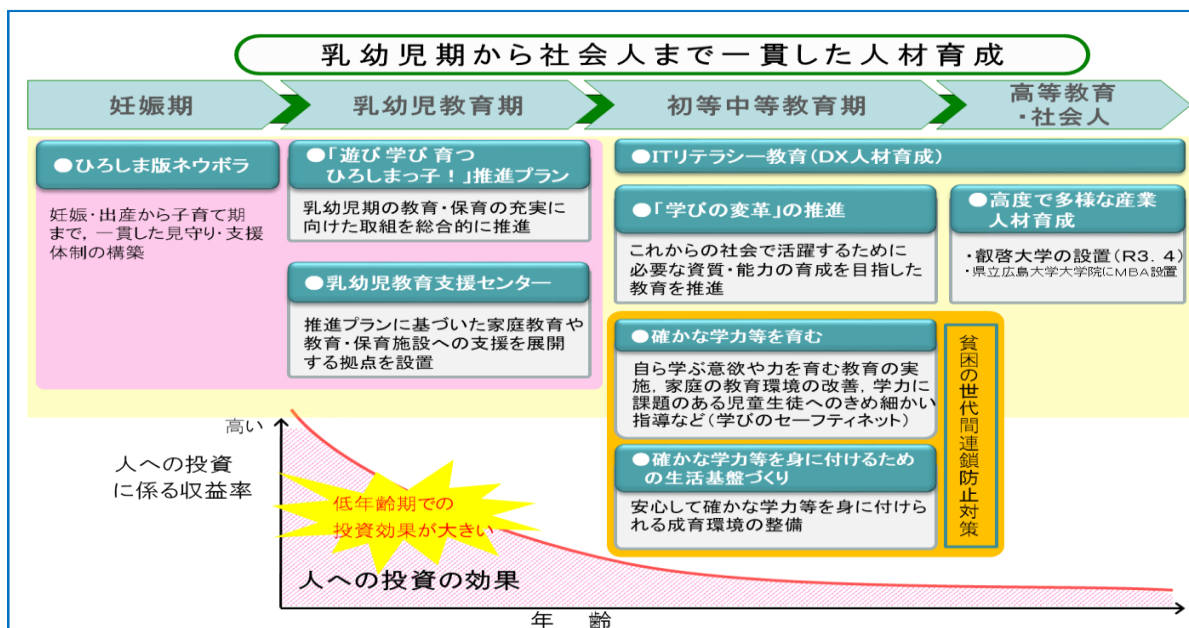
- ・ 乳幼児期において、成育場所や感染症下など環境を問わず、育ち・学びの機会を確保できる仕組みを構築すること。
- ・ 全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう、乳幼児期の教育の基本として育ちの場を問わず活用できるガイドラインを策定すること。

現状・課題

乳幼児期の教育の影響

- ・ 乳幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、2歳未満での適切な言葉かけが、その後の考える力や発話能力、6年後の言語能力に影響するとされる。
- ・ 親の所得や教育への姿勢等により、子どもが受けられる教育や体験が異なり、格差は幼児期から始まる。未就学児期の環境は生涯に大きな影響をもたらす。

広島県の施策体系(人づくり革命)



教育要領等の整備

H29に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などの表記が統一。

医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実 [提言:8(1)]

提言の趣旨

医療的ケアが必要な子どもにかかる看護師の配置について、施設種別による差異の解消や、国の補助事業における補助割合の引き上げなど、更なる支援の充実を図ること。

現状・課題

現状の国の支援制度

- ・ 私立幼稚園には、看護師配置への支援がない。
- ・ 認定こども園では、1号認定の子どもが支援の対象外。

施設種別	保育所・認定こども園	幼稚園
事業名	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアのための看護師配置事業
補助対象	(実施主体) 都道府県、市区町村 (対象) 2号・3号認定こども → <u>保育の必要がある子どもに限られる。</u>	(実施主体) 都道府県・市区町村・学校法人 (対象) 幼稚園・小中高校・特別支援学校 (幼稚園は学校法人立除く) → <u>私立幼稚園は対象外となる。</u>
補助率	・国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 ・国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4	国：1/3 補助事業者：2/3

○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行(R3. 9)

保育所や学校の設置者は、看護師等の配置等を講ずるようにと定め。

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、
学校の設置者等の責務